

情 個 審 第 3 7 号

令和4年2月28日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 古屋 等

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和3年8月18日付け用諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定の個人が茨城県知事宛て申請した公共財産の公用廃止申請書」不開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第192号）

（情報公開答申第162号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定（存否応答拒否）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

令和2年11月24日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の行政文書（以下「本件行政文書」という。）の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

「〇〇〇〇年度公共財産の公用廃止申請書

建設省所管国有財産部局長 茨城県知事 竹内藤男 宛

場所：旧地番 〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇

新地番 〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇

申請人 〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇 ）」

2 実施機関の決定及び通知

令和2年12月10日、実施機関は、本件行政文書について、当該文書の存否を答えること自体が、個人に関する情報の有無を開示することとなり、条例第7条第2号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるので、存否を答えることができないが、仮に存在するとしても、同号の規定により不開示になる文書であるとして、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け高工指令第172号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年2月12日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

亡き実父が申請した文書を実子が開示請求する場合は、条例第7条第2号の規定により不開示とすべき場合に該当しない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、仮に存在するとすれば、公共用財産の公用廃止申請書である。

2 不開示情報の該当性について

(1) 条例第7条第2号の該当性について

ア 条例第7条第2号においては、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書に掲げる情報を除き、不開示情報となることが規定されている。

イ 審査請求人は、自らの父が申請した文書について、実子である審査請求人が開示を求めることは、条例第7条第2号に該当しないと主張しているが、本件開示請求においては、審査請求人の父である個人を特定した上で開示請求を行っていることから、本件開示請求に係る情報は、全て当該特定の個人の情報であり、同号本文に規定された個人に関する情報に該当することから、実施機関における取扱い事実の有無及びそれに関わる全ての情報は、同号の不開示情報に該当する。

ウ 同号ただし書の該当性については、仮に本件行政文書を保有しているとしても、本件行政文書は、国有財産法（昭和23年法律第73号）に基づき提出された国土交通省所管の国有財産（公共用財産）に関する用途廃止申請書であって、同法上又は慣行として公にする情報ではないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、本件行政文書は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、何人に対しても公にすることが必要であると認められる情報とは認められないことから、同号ただし書イにも該当しない。

さらに、審査請求人の父が行った公共用財産の公用廃止申請は、公務員としての職務によるものとは認められないことから、同号ただし書ウにも該当しない。

(2) 条例第10条（行政文書の存否に関する情報）の該当性について

条例第10条においては、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定されている。

本件行政文書は、上記（１）のとおり、特定の個人に関する文書であり、その存否を明らかにするだけで、特定の個人の不開示情報が明らかとなることから、条例第１０条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件処分は、妥当であると考ええる。

なお、情報公開制度は、開示請求者が何人かを問わずに開示又は不開示の決定をするものであることから、制度に則って、開示請求者が誰であるかは考慮せずに、本件処分を行ったものである。

3 結論

以上により、本件処分には違法又は不当の点はないと考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、仮に存在するとすれば、特定の個人が実施機関に対して提出した公共用財産の公用廃止申請書であると認められる。

2 不開示情報の該当性について

実施機関は、本件行政文書の存否を答えること自体が、条例第７条第２号の規定により不開示とすべき情報を開示することとなるとして、条例第１０条の規定により本件処分を行っていることから、以下では、それらの規定への該当性について、順次検討することとする。

(1) 条例第７条第２号該当性について

ア 条例第７条第２号においては、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報としつつ、同号ただし書アないしウに該当する情報については、不開示情報から除くとされている。

イ これを本件についてみるに、仮に本件行政文書が存在しているとすれば、そのこと自体から、特定の個人が、実施機関に対して、公共用財産の公用廃止申請書を提出した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかになるということができ、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第７条第２号本文に該当する。

ウ 一方、本件存否情報は、法令の規定により若しくは慣行として公にされ若しくは公にすることが予定されている情報、人の生命、健康、生活

若しくは財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報又は公務員等の職務の遂行に係る情報のいずれにも該当するとは認められないことから、条例第7条第2号アないしウのいずれにも該当しない。

(2) 条例第10条該当性について

条例第10条においては、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」とされている。

これを本件についてみるに、上記(1)のとおり、本件存否情報は、条例第7条第2号の不開示情報に該当するところ、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、同号の不開示情報に該当する本件存否情報を開示することとなることが認められる。

よって、実施機関が条例第10条の規定により本件行政文書の存否を明らかにしないで行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
令和3年	8月	18日	諮問	受理
令和3年	11月	1日	審査	(令和3年度第2回審査会第二部会)
令和3年	12月	10日	審査	(令和3年度第3回審査会第二部会)
令和4年	2月	16日	審査	(令和3年度第5回審査会第二部会)